

特別養護老人ホーム和風園 感染症対策指針

(感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針)

1 目的

なごみなの里地域福祉サービスセンター特別養護老人ホーム和風園の基本方針に基づき、利用者の健康や生命に直接関わる日常的な衛生管理又は感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内蔓延を防止するための措置を講じ、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症対策指針」を定める。

なお、対策は利用者、職員を守るものであり、利用者を困らせるものではないことを観点とし堅持する。

2 基本方針

- (1) センター長、園長をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及び蔓延防止に努める。
- (2) 国内や県内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内の蔓延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

3 対策を実施する主な感染症

- (1) インフルエンザウイルス
- (2) 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- (3) 肝炎ウイルス（A型～E型）
- (4) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- (5) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- (6) 新型コロナウイルス
- (7) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- (8) その他の感染症

4 基本方針を達成するための取組

- (1) 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し、感染症が発症しない、また発生しても施設内に蔓延しない対策を全部

署・全職員が協力して実施する。

- (2) 国内や県内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等でよく把握し、また嘱託医からの情報をもとに、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。

また、感染症対策マニュアルにのっとり、平常時・感染発生初期・感染蔓延の段階に応じて予防対策を実施して、利用者へ感染させないように努める。

- (3) 職員に感染症の症状が認められた際は速やかに係長→課長→副園長→園長へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止または退勤する。

また、利用者に感染の疑いがある場合は、感染症の対策マニュアルにのっとり対応を行い、他の利用者に蔓延しないように努める。

- (4) 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員へ周知させる。また、感染症発生や蔓延防止の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させる。

5 感染症対策委員会の設置

基本方針を達成するため、特別養護老人ホーム和風園に以下のように感染症対策委員会を設置する。

ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、医師、専門家の参画や課単位での開催（小委員会）とすることや職種及び人数を変更することができる。また、保健所等に助言を仰ぐこともできる。

- (1) 委員会の構成職員

- ・園長（施設全体の管理責任者）
- ・総務職員（情報収集および関係機関との連携）
- ・栄養士（食事・食品衛生面の管理）
- ・ケアマネージャー（計画立案）
- ・介護職員（日常的な支援・管理）
- ・看護師（医療・看護面の管理）

※感染症対策委員会リーダー

※施設内の感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止対策の為具体的な原案を作成し、感染症対策委員会に提案する。

- (2) 開催頻度

基本的に定例会として月1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

- (3) 検討内容

- ④体調不良時の活動参加中止
- ⑤ワクチン接種
- (3) 御家族及び来園者への呼びかけ
 - ①手指消毒・マスク着用
 - ②入館の制限

8 感染対策防止の徹底(感染症発生時の対応)

職員又は利用者が感染症に罹患した場合、施設内蔓延を防ぐため、以下の対策を行う。なお、詳細については感染症対策マニュアルを参照する。

- (1) 発生状況の把握
 - ・発生報告は推進組織図のとおり。
 - ・緊急会議を開催する。指揮は医療課。
 - ・発生時は、ユニット又は居室、棟毎で健康状態を観察する。
 - ・医師の受信状況と診断名、検査、治療の内容を記録する。
- (2) 感染拡大の防止
 - ・職員の規定された日数の出勤停止。
 - ・速やかに嘱託医と連携を図る。
 - ・利用者は、規定された日数の静養。活動参加の停止等。
- (3) 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携と必要ある時の協力依頼。
- (4) 医療処置
 - ・医師の指示に従い、看護師中心に対応する。
- (5) 関係機関への報告
 - ・嘱託医（富谷中央病院）。
 - ・行政（保健所）。
 - ※看護師が報告。
 - ただし、10人以上の感染が疑われる場合は、園長が報告。
 - ※感染症又は食中毒が疑われる人数。
 - 感染症又は食中毒が疑われる症状。
 - 施設における対応状況。
 - ・宮城県社会福祉協議会施設管理課。

9 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を以下の内容で実施する。

- (1) 感染症発生及び蔓延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認を目的に年2回以上の研修、年2回以上の訓練を実施する。
 - また、新規採用者には、採用時研修を実施する。

- ①施設内感染対策の立案・検証・修正
- ②各係での感染症対策の実施状況の把握と評価
- ③職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
- ④感染症発生時の対応の分析と今後の対応検討

6 感染対策マニュアル及び事業計画の整理

(1) 感染症対策マニュアル

感染症発生及び蔓延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。特に毎年流行する「インフルエンザウイルス」や「ノロウイルス」についてはそのマニュアルごとの対策を確実に実施する。

「新型コロナウイルス」についても同様とする。

(2) 事業継続計画

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等感染症が国内に流行した又は施設内に蔓延が起こった場合であったも、利用者が安全・安心してサービス提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

7 感染対策蔓延防止の徹底(平常時の衛生管理)

インフルエンザやノロウイルス等平常時対策として、以下を徹底する。

なお、地域感染蔓延時等の対策については、感染症対策マニュアルを参照する。

(1) 職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症蔓延時期には下記の標準予防策を実施する。

- ①出退勤時の手洗・うがい・手指消毒、退勤前の検温
- ②勤務中のマスクの着用
- ③1 ケアごとの手洗い・手指消毒
- ④体調不良時の早期報告・出勤停止
- ⑤ワクチン接種

(2) 利用者への呼びかけ

利用者へも感染症予防の為に以下のお願いをする。ただし、体調の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。

- ①手洗・うがい・手指消毒
- ②利用時のマスクの着用
- ③1 ケアごとの手洗い・手指消毒

- (2) 開催頻度は特に定めないが、冬季や感染症流行時期前に実施して、感染症予防の知識・普及・啓発を促す。
- (3) 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

10 指針の閲覧

本指針は利用者及び家族等が希望した場合にすぐ閲覧できるようにしておくことともに、ホームページ上へ公表する。

11 その他

- (1) 入所・ショートステイ利用者の感染症について
一定の場合を除き、入所予定者又はショートステイ利用者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。
- (2) 指針等の見直し
本指針及び関連するマニュアル等は感染症対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則 この方針は令和5年4月1日より施工する。

